

## 2-4-1. 「匿名加工情報」の定義 (法第2条第6項関係)

○ 次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて**特定の個人を識別することができない**ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、**当該個人情報を復元することができないようにしたもの**をいう。

□ 法第2条第1項第1号に該当する個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる**記述等の一部を削除すること**（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

保険証番号、免許証番号、年金番号など

□ 個人識別符号を含む個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除すること**（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



27

### (参考) 匿名加工情報の加工基準 (イメージ)

匿名加工情報の加工基準：  
(法第43条①、施行規則第34条)

- ① **特定の個人を識別することができる記述等** (例: 氏名) の**全部又は一部**を削除すること
  - ② **個人識別符号の全部**を削除すること
  - ③ **個人情報と他の情報とを連結する符号** (例: 委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID) を削除すること
  - ④ **特異な記述等** (例: 年齢116歳) を削除すること
  - ⑤ 上記のほか、**個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案した適切な措置**を講ずること
- ※ 「削除すること」には「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること」が含まれる。
- ※ 「匿名加工情報として取り扱う」意図を有さず、個人情報に係る義務が全面的に課されるものとして取り扱う場合には、「匿名加工情報の作成」には該当しない。

顧客属性データ

ID	氏名	性別	生年月	郵便番号	住所	定期情報			
						定期券開始日	定期券終了日	定期発駅	定期着駅
234899	田中 一郎	男	1972年4月	231-0037	神奈川県横浜市	2016年12月1日	2017年5月30日	関内	みなとみらい
234900	佐藤 幸子	女	1993年12月	273-0031	千葉県船橋市	2017年1月4日	2017年4月3日	西船橋	東京
234901	鈴木 博	男	1963年8月	131-0045	東京都墨田区	—	—	—	—

ICカード利用データ

ID	処理名称	年月日	時間	利用駅種別	改札口	入場駅	出場駅	利用額	残額
234899	出場	2016/12/17	9:30	SF入場SF出場	A6	関内	鎌倉	780	25,000
234899	出場	2016/12/17	14:20	SF入場SF出場	A5	鎌倉	江の島	300	24,700
234899	入場	2016/12/18	15:00	SF入場SF出場	B3	江の島	関内	900	23,800
234899	入場	2016/12/20	17:45	SF入場SF出場	C4	みなとみらい	元町・中華街	150	23,650

顧客属性データ

仮ID	性別	年代	居住エリア	定期情報	
				定期発駅	定期着駅
6c622db	男	40代	神奈川県横浜市	関内	みなとみらい
f5df429	女	20代	千葉県船橋市	西船橋	東京
a77dc8f	男	60代	東京都墨田区	—	—

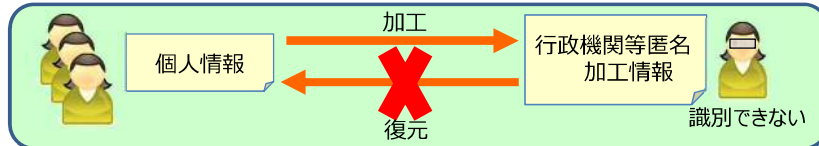
ICカード利用データ

仮ID	処理名称	年月日	時間	入場駅	出場駅
6c622db	出場	2016/12/17	9時30分~9:59分	関内	鎌倉
6c622db	入場	2016/12/17	14時00分~14時29分	鎌倉	—
6c622db	出場	2016/12/17	15時00分~15時29分	鎌倉	江の島
6c622db	入場	2016/12/18	8時30分~8時59分	江の島	—

29

## 行政機関等匿名加工情報制度について

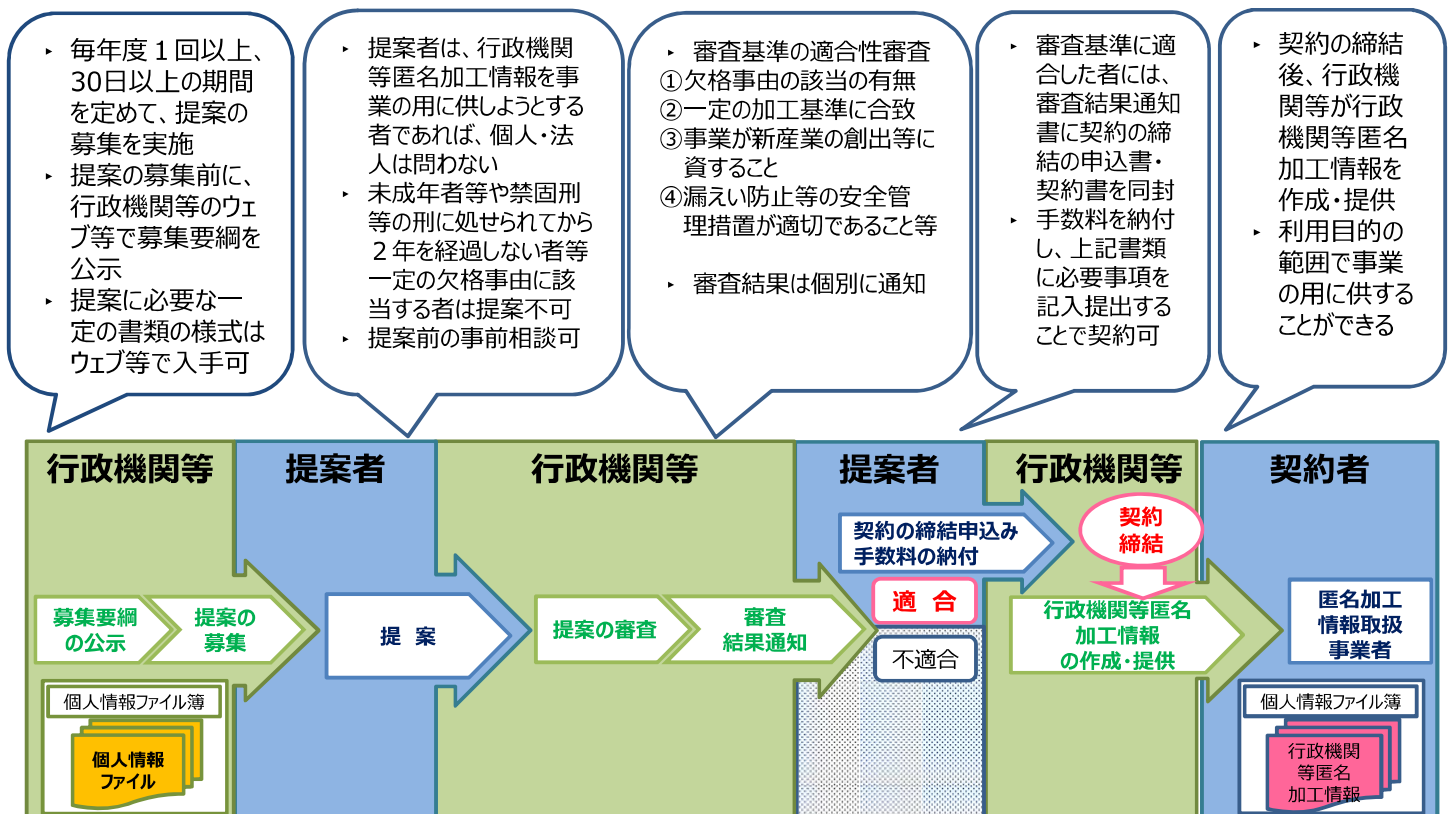
- 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 行政機関等匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



- 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表。
  - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
  - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
  - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
- 事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。



## 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案からその提供までの主なフロー



政令で定める標準額…21,000円+作成に要する時間1時間までごとに3,950円  
 （作成を委託した場合は、21,000円+当該委託料）